

コープ健康スポーツクラブ スクール規約

この規約（以下「本規約」という）は、生活協同組合コープこうべ(以下「コープこうべ」という)が、コープ健康スポーツクラブにおいて、コープこうべの組合員を対象とする会員制のスポーツスクール（以下「本スクール」という）を運営するにあたり、円滑なサービスの提供を行うために必要な事項を定めるものです。

この規約に定めのない事項は、別途の利用案内や館内諸規則に記載するルールによります。

第1条（目的）

本スクールは、専属コーチによる一貫した指導を行い、スポーツに対する正しい理解と関心を深め、併せてコープこうべ組合員の健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

第2条（管理運営）

本スクールは、コープこうべが所有する生活文化センター西館（神戸市東灘区田中町5-3-20）内コープ健康スポーツクラブにおいて、運営・指導を（株）社会体育開発研究所に委託して実施します。

第3条（会員制度）

本スクールは、会員制とします。

- 2 教室ごとの対象者や条件と定員、教室の開催曜日と時間、特典等については別途利用案内等で定めます。
- 3 コープこうべの組合員は、第5条に定める入会手続きを行い、これを本スクールが承認することで、会員として教室ごとに定められた曜日・時間に、それぞれの教室内容に応じた指導を受けることができます。
- 4 本スクールの会員資格は、第10条に定める退会手続きを経て退会とならない限り、継続です。
- 5 本スクールは、教室を新設、変更または廃止することがあります。
- 6 会員は、受講する教室の変更を希望する場合、本スクール所定の手続きをとるものとします。この場合、本スクールは所定の手数料を申し受けます。

第4条（入会資格）

本スクールの入会資格は、次のとおりとします。なお、4号の確認のため、医師の診断書を提出いただく場合があります。

- (1) コープこうべの組合員または同居の家族であること
- (2) 各教室別に定められた条件に該当すること
- (3) 本規約、および本スクールの定める諸規則を遵守することに同意していること

- (4) 次の①～⑤に該当しないこと
- ①心臓・循環器・腎臓などに疾病のある方
 - ②脳貧血を起こしやすい方
 - ③他人に伝染または感染するおそれのある疾病のある方
 - ④てんかん体質や卒倒性の体質の方
 - ⑤その他、医師から運動を禁じられている方
- (5) 入会時に健康問診を受け、本スクールの受講に堪え得る健康状態であることを本スクールへ申告し、かつ本規約の遵守および自己責任において諸施設を利用する旨の誓約書を提出すること
- (6) 過去に本スクールまたは他社の運営するスポーツクラブ等から除名またはこれに類する処分を受けたことがないこと
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではないこと
- (8) 刺青・タトゥーをしていないこと
- (9) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと
- (10) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、集団での受講にあたり本スクールが好ましくないと判断する事項がないこと。

第5条（入会手続き）

第4条に定める入会資格を満たし、本スクールに入会を希望する方は、本規約および本スクールが定める諸規則に同意のうえ、所定の申込書により申し込むものとします。

- 2 入会時には、第8条に定める月会費等の振替に利用する金融機関の口座の登録が必要です。
- 3 入会希望者が未成年者の場合は、親権者の同意を得ることとし、親権者は本規約および本スクール諸規則に定める会員としての義務を、会員に遵守させる責任を負うものとします。
- 4 入会申込者は、本スクールが入会を承認する場合、入会時に第8条に定める月会費の2カ月分を現金にて支払うものとします。
- 5 本条1項から3項にかかわらず、入会希望者（入会希望者が未成年者である場合はその親権者も含む）がコープこうべの他事業のご利用を含め、過去に商品・サービスの利用代金等の支払い延滞や、過剰な要求によるトラブルがあった場合等、円滑なサービス提供に支障があると考えられる場合には、入会をお断りすることがあります。

第6条（会員証）

前条の手続きを完了した方を本スクールの会員とし、会員証を交付します。会員は、本スクールの受講時は、会員証を提示しなければなりません。

- 2 会員証はこれを他人に譲渡・貸与できません。

第7条（会員資格の譲渡・貸与の禁止）

本スクールの会員資格はこれを他人に譲渡・貸与できません。

第8条（費用等）

教室ごとの月会費、その他の諸費用については、別途利用案内等で定めます。

- 2 会員は、月会費等について、当月分を毎月5日（5日が金融機関休業日の場合、翌営業日）に、会員が登録した金融機関の口座からの振替により、支払うものとしします。ただし、入会后初回の支払いは入会時に現金で、また金融機関口座振替の登録手続きが完了するまでの期間は本スクールの指定する方法で支払うものとしします。
- 3 残高不足等により、前項の口座振替ができなかった場合は、本スクールの指定する時期までにコープこうべが指定するゆうちょ銀行口座への振り込みにより支払うものとしします（振込手数料は会員にご負担いただきます）。この期日までに支払いがない場合、受講をお断りすることがあります。
- 4 既納の月会費等は、事由のいかんを問わず返還しません。
- 5 本スクールは、月会費等を変更することがあります。この場合、1カ月前までに会員に告知します（消費税率変更に伴う金額変更は除く）。
- 6 前項の告知は、本スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等、本スクール所定の方法により行うものとしします。

第9条（休会）

休会を希望する会員は本クラブ所定の休会届に必要事項を記入し、所定の手数料とともに、休会希望月の10日（10日が営業休業日の場合は翌日）までに届け出るものとしします。この場合、休会希望月の末日をもって、休会としします。

第10条（退会）

退会しようとする会員は本クラブ所定の退会届に必要事項を記入し、退会希望月の10日（10日が営業休業日の場合は翌日）までに届け出るものとしします。この場合、退会希望月の末日をもって、退会としします。

第11条（会員の除名）

会員が次の各号の一つに該当した場合、本スクールは、その会員を除名することができます。

- (1) 本規約、および本スクールが定める諸規則に違反した場合
- (2) 本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または他の利用者に迷惑をおよぼすなど、会員としてふさわしくない行為をした場合
- (3) 会費等の支払いを怠った場合
- (4) 第14条第1項第1号から第10号までに該当する行為を繰り返した場合
- (5) 第4条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資

- 格を満たしていると偽って会員資格を取得した場合
- (6) 前各号のほか、会員としてふさわしくないと本スクールが認めた場合

第12条（会員資格の喪失）

会員は次の事由により資格を喪失し、会員としての一切の権利を失うものとします。

- (1) 生協組合員の資格を喪失したとき
- (2) 会員自身の退会申し出があり、本スクールがこれを承認した場合
- (3) 会員本人が死亡したとき
- (4) 第11条により除名されたとき
- (5) 第19条により本スクールを閉鎖したとき

2 前項の場合、会員はすみやかに会員証を本スクールに返還しなければなりません。

第13条（規約・諸規則の遵守）

会員は本規約および施設内諸規則を遵守し、本スクール受講にあたり、スタッフの指示に従わなければなりません。

第14条（禁止事項）

会員は、本スクールの施設において、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 酒気を帯びての施設利用
- (2) 他人の施設利用を妨げる行為
- (3) 許可なく施設内を撮影すること
- (4) 許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をすること
- (5) 他人を誹謗、中傷する行為
- (6) 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- (7) 動物、危険物等、他人に危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを館内に持ち込もうとすること、または持ち込むこと。
- (8) 施設内での喫煙
- (9) 本スクールスタッフの指示に反する行為
- (10) その他、施設内の秩序を乱す行為

2 本スクールは、会員ないし会員が未成年者である場合のその親権者が前項各号の一つに該当するとき、または第4条4号、6号から9号に反することが判明した場合は、入場または施設利用を禁止し、退場を指示することができるものとします。

第15条（免責）

本スクール施設内で、会員が負傷する事故が発生した場合、本スクールは、本スクールの故意・過失による場合を除き、責任を負いません。

2 会員相互間に生じたトラブルについては、当事者である会員相互間にて解決するものとし、本スクールは一切の責を負わないものとします。

第16条（紛失・盗難等）

本スクールは、本スクール施設内で利用者の携行品の紛失や盗難が生じた場合、本スクールの故意または過失による場合を除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

第17条（休講）

本スクールは、自然災害（台風・洪水・地震等）や公共交通機関の不通、集団感染症（インフルエンザ等）発生等のやむをえない事情により、休講する場合があります。この場合、振替レッスンや、会費の一部返還は行いません。

第18条（一時的休業）

次の各号の一つに該当する場合、本スクールは一時休業することがあります。この場合、第3号または第4号に該当する場合を除き、1週間前までにその旨を告知するものとします。

- (1) 定期休業等による場合。
- (2) 本スクール施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ない場合。
- (3) 天災地変等の不可抗力により、その災害が会員に及ぶと本スクールが判断する場合、または営業が困難であると本スクールが判断する場合。
- (4) 前各号のほか、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

2 前項の告知は、本スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

第19条（本スクールの閉鎖）

次の各号の一に該当する場合、コープこうべは本スクールを閉鎖し、すべての会員は、本スクールが定める閉鎖日において、会員資格を喪失するものとします。この場合会員は異議を唱えないものとします。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により運営が不可能となった場合
- (2) 災害その他により施設の被害が大きく運営が不可能となった場合
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化その他経営上のやむを得ない事由が発生した場合

2 前項の事由により本スクールを閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、2カ月前までに全会員へ告知するものとします。

第20条（個人情報の取扱い）

当スクールは、会員の個人情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令等、およびコープこうべが別途定める「コープこうべ個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱うものとします(<http://www.kobe.coop.or.jp/privacy/>)。

第 21 条（本規約の改定・変更）

本スクールは、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のため必要がある場合は、本規約を変更することができます。この場合、本スクールの利用条件は、変更後の規約によるものとします。

- 2 前項の場合、本スクールは、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容および変更の効力発生日について、あらかじめ変更の効力発生日までの間にホームページ上、もしくは施設内への表示など、本スクールが定める方法により、会員への周知を図ります。

（附則）

本規約は、令和 2 年 3 月 1 日から発効します。

2020 年 2 月改定